

第132号議案

指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和7年11月20日

品川区長 森澤恭子

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせるため、下記のとおり指定管理者を指定する。

記

1 管理を行わせる施設

(1) 名称 品川区立総合体育館

所在地 東京都品川区東五反田二丁目11番2号

(2) 名称 品川区立戸越体育館

所在地 東京都品川区豊町二丁目1番17号

2 指定管理者

名称 公益財団法人品川区スポーツ協会

代表者 理事長 森本 則子

所在地 東京都品川区東五反田二丁目11番2号

3 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

(説明) 総合体育館および戸越体育館の指定管理者を指定する必要がある。